



障害基礎年金－国民年金

■受給資格

☆20歳以後に初診日がある方

次の①又は②に該当する方で、㊦の障がいの状態及び㊦の納付要件を満たしているとき

①病気やけがの初診日(障がいの原因となった病気やけがで初めて診療を受けた日をいいます。)に被保険者である(国民年金に加入している)方

②被保険者であった(国民年金に加入していた)方で日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方

㊦障がいの状態

初診日から1年6か月を経過した日、又は病気やけががなおった日(症状が固定した日)(ともに障害認定日といいます。)において国民年金法の1級又は2級の障がいに該当するとき。

1～2級の等級は、身体障害者手帳等の等級とは異なります。

㊦納付要件

初診日の前日において次のA、Bいずれかの納付要件を満たしていること。

A. 初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち保険料納付期間と免除の期間を合算した期間が3分の2以上あること

B. 初診日の属する月の前々月までの直近の1年間の被保険者期間が納付済期間又は免除期間であること(未納期間がないこと)

☆20歳前に初診日がある方

初診日が20歳前にある病気やけがで国民年金法の1級又は2級の障がいの状態がある方が20歳になったとき(障害認定日が20歳以後であるときは障害認定日)。ただし、支給額に一定の所得制限があります。

☆他に後で症状が悪化した場合に請求できる事後重症制度や、前にあった障がいに後で生じた障がいを併合して認定する併合認定制度があります。

■年金額

1級 1,039,625円(月額86,635円)

※69歳以上 1,036,625円(月額86,385円)

2級 831,700円(月額69,308円)

※69歳以上 829,300円(月額69,108円)

なお、受給権者に生計を維持されている子が18歳に達する年度末まで(障がいのある場合は20歳未満)1人につき239,300円(3人目から79,800円)が加算されます。

■支給方法

2月・4月・6月・8月・10月・12月に前月分までの2か月分が銀行などを通じて支給されます。

■窓口

国保年金課国民年金係

☎03-5744-1214

FAX 03-5744-1516

障害年金生活者支援給付金

■受給資格

障害基礎年金を受けている方で所得が一定額以下の方に支給されます。

■給付額

1級 月額6,813円

2級 月額5,450円

■支給方法

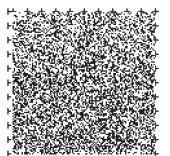
障害基礎年金の支給月に障害基礎年金と同時に支給されます。

■窓口

国保年金課国民年金係

☎03-5744-1214

FAX 03-5744-1516





特別障害給付金－国民年金

特定障害者に対する特別障害給付金

■受給資格

- ①昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金、共済組合等の加入者の配偶者
- ②平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

上記①又は②に該当し、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金の受給該当程度の障がい状態にある方。

なお、障害年金などを受給することができない方は対象になりません。

■支給額

- 1級：月額56,850円
- 2級：月額45,480円

支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定され、所得制限があります。

老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その支給額相当は支給されません。

1～2級の等級は、身体障害者手帳等の等級とは異なります。

支給されることにより、経過的福祉手当の支給制限がされる場合があります。

■窓口

国保年金課国民年金係

☎03-5744-1214

FAX 03-5744-1516

障害厚生年金・障害手当金－厚生年金

■受給要件

次の①か②に該当すること

- ①病気やけがの初診日に厚生年金の被保険者であった方が、障害基礎年金の受給要件を満たしているときに、障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。
- ②障害基礎年金に該当しない程度の軽い障がいの場合は、厚生年金保険の障害等級表に該当すれば、厚生年金保険の独自の年金（3級の障害厚生年金）又は障害手当金（一時金）が支給されます。

※被保険者期間の月数が300月に満たないときは300月とします。

※障害厚生年金3級の最低保障額は

623,800円（69歳以上は、622,000円）、

障害手当金の最低保障額は1,247,600円

（69歳以上は、1,244,000円）になります。

■窓口

請求書提出時に厚生年金加入中の方は、勤めている事業所を管轄する年金事務所、それ以外の方と相談は最寄の年金事務所になります。

日本年金機構 大田年金事務所

〒144-8530 南蒲田2-16-1

テクノポートカマタセンタービル3階

☎03-3733-4141

FAX 03-3734-3649

障害年金の加算対象となる配偶者・子

☆障害基礎年金の子の加算は、受給中に生計を維持する子をもつようになった場合も加算されます。なお、令和3年3月分から児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給することになります。※届け出が必要です。

☆障害厚生年金の配偶者加給年金額は、受給中に生計を維持する配偶者（※）をもつようになった場合も加算されます。なお、配偶者加給年金額は配偶者が65歳になるまで支給され、65歳

からは配偶者自身の老齢基礎年金に振替加算が行われます。すでに65歳以上の配偶者が前述の配偶者加給年金額の条件を満たす場合には、振替加算（相当）がうけられます。

※配偶者については、65歳未満であり一定の年金を受給していない等の諸条件があります。

詳しくは年金事務所へご相談ください。

■窓口

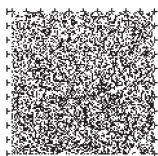
日本年金機構 大田年金事務所

〒144-8530 南蒲田2-16-1

テクノポートカマタセンタービル3階

☎03-3733-4141

FAX 03-3734-3649





年金

3

傷病（補償）年金・障害（補償）給付・介護（補償）給付・社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険）

業務上の事由又は通勤による負傷もしくは疾病に対し次の制度があります。

■傷病（補償）年金

療養の開始後1年6か月を経過しても治癒せず傷病等級に該当するとき支給されます。

■障害（補償）年金又は一時金

治療を受けて治った（症状固定）ときに障害等級表に定める身体障がいが残った場合、年金又は一時金が支給されます。

■介護（補償）給付

障害（補償）年金又は傷病（補償）年金を受けている方で、常時又は随時介護を要する状態にあるときに支給されます。

■社会復帰促進等事業

被災労働者が社会生活への復帰をより容易にするための事業です。主なものは次のとおりです。

- ①治療を受けて治った（症状固定）後、傷病に付随する疾病を予防するため、特定の傷病に対してアフターケアの措置を行う。
- ②外科後処置、義肢等の支給
- ③はり、きゅう施術特別援護措置
- ④学費援護が困難な方に労災就学等援護費の支給
- ⑤年金受給者の生活援護を目的として、援護金の支給、資金の貸付、介護サービス施設、ホームヘルプサービスの利用

■窓口・問合せ先

大田労働基準監督署
〒144-8606 大田区蒲田5-40-3
TT蒲田駅前ビル8・9階
☎03-3732-0173（労災課）
FAX 03-3730-9575

旧優生保護法による優生手術等を受けた方への補償金等

令和7年1月17日に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給に関する法律」が施行されました。対象となる方には、請求により次の①～③の補償金等が支給されます。

①補償金

■対象

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者（死亡している場合はその遺族）※事実婚なども含みます

■支給額

本人1,500万円 配偶者500万円

②優生手術等一時金

■対象

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方

■支給額

320万円

③人工妊娠中絶一時金

■対象

旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方

■支給額

200万円※優生手術等一時金を受給した場合には支給されません

≪①～③共通≫

■請求期限

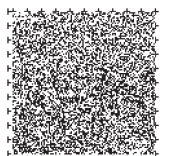
令和12年1月16日

■請求手続

請求書をお住まいの都道府県に提出した後、国の認定審査会を経て、内閣総理大臣が認定

■窓口

東京都旧優生保護法補償金等受付・相談窓口
☎03-5320-4206
（平日 午前9時から午後5時まで）
FAX03-5388-1401





年金

3

心身障害者扶養共済制度（しょうがい共済）

障がい者を扶養している保護者の方々の相互扶助の精神に基づいた、任意加入の制度です。保護者が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障がいと認められたときは、障がい者に終身一定額の年金が支給されます。

なお、東京都から転出した場合でも、転出先の道府県の制度に加入することで加入期間が通算される全国共通の制度です。

■加入の要件

保護者（加入者）…次のすべての要件を満たしている方

- ①障がい者の保護者であること
- ②東京都内に住所があること
- ③特別な疾病や障がいがなく、保険契約の対象となる健康状態であること
- ④年度当初（4月1日）の年齢が65歳未満であること

障がい者の範囲…次のいずれかに該当する方

- ①知的障がい者 ②身体障がい者（1級～3級） ③精神又は身体に永続的な障がいがあり、その程度が①又は②と同程度の方（脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

※この制度に加入できるのは、障がい者一人に対して一人の保護者のみです。

■掛金（月額）

加入者の加入時年齢	月額（1口）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※掛金は、改定されることがあります。
その場合は、改定後の金額が適用されます。
（令和7年4月1日現在）

■掛金の減額

加入者が次のいずれかに該当するときは、申請により1口目の掛金の1/2を減額します。

- ①生活保護を受けている場合
- ②住民税が非課税である場合
- ③知事が特に減額を必要と認める場合（罹災）

■年金の支給

支給開始の要件	加入者の死亡又は重度障がい
支給開始	加入者が死亡した又は重度障がいとなった月から
支給期間	障がい者に対し終身支給
支給額（月額）	20,000円（加入1口あたり）

※加入者の死亡又は重度障がい、故意又は重大な過失による場合は、支給されないことがあります。

■税制上の優遇措置

- ①納付した掛金は、所得税及び住民税とも全額が所得控除の対象となります。
- ②給付をうけた年金及び弔慰金は、所得税及び住民税ともに非課税となります。

※申請に必要な書類等については下記窓口へお問い合わせください。

■窓口

障害福祉課障害者支援（障害事業）

☎03-5744-1251

FAX 03-5744-1555

各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

